

特定離島港湾における 活動拠点整備事業の評価の考え方

令和7年8月4日

国土交通省 関東地方整備局

特定離島港湾における活動拠点整備事業の評価の考え方

■ 特定離島整備の目的

低潮線保全法及び同法に基づく低潮線保全基本計画に基づき、我が国の排他的経済水域等において、海洋資源の開発・利用、海洋調査等に関する海洋での活動や、これらを支援する施設の維持管理等の活動が安全かつ安定的に行われるよう、輸送や補給等が可能な活動拠点を整備するもの。

■ 評価の考え方

＜新規事業採択時(平成22年度)＞

港湾整備による効果を、将来的に得られる多様な効果のうち、定量的に評価できるものだけを抽出して費用対効果分析も用いて評価。

- ①海洋資源開発の拠点形成 ②工事・調査・物資輸送等の作業の効率化



＜再評価(平成27年度)以降の方針を踏襲＞

◆特定離島港湾における活動拠点整備事業

- 沖ノ鳥島、南鳥島における活動拠点整備事業は、低潮線保全基本計画に位置付けられた、**国家的な事業**であり**代替手段のない事業**である。
- 海洋資源開発等の活動拠点としての機能の他、将来的に得られる効果が多様であり、一般的な港湾整備に比べ、効果全体の貨幣換算が比較的困難であり、**費用対効果分析では、特にプロジェクトが持つ効果の一部しか評価できない。**
- 従って、**本事業の『事業の位置付け』『効果の特殊性』を踏まえ**、費用対効果分析を参考とし、事業の必要性等に関する視点、事業の進捗の見込みの視点等の可能性の視点から総合的に評価を行う。